

小平市立小学校教師用指導書の買入れについて

小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年条例第3号）第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産については、議会の議決を経て取得すべきであったところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたことについて、以下のとおり報告します。

1 概要

小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の教科書無償給与制度により無償で配付されますが、教師が使用する教科書及び指導書については、無償給与制度の対象とならないため、市が教科書取扱書店から特命随意契約（主管課契約）により購入しています。

教師用指導書の大量購入は、教科書採択が実施された年度の翌年度に行われ、次回の教科書採択により新たな教科書が決定するまでの間（約4～5年程度）、使用しています。

平成27年度、令和2年度及び令和6年度に購入した小平市立小学校教師用指導書については、予定価格が2,000万円以上であり、議会の議決が必要であったにもかかわらず、議決を経ずに購入していたことが判明しました。

小平市立小学校教師用指導書

契約年月日	契約金額	数量	相手方
平成27年4月1日	21,017,772円	1,745冊	株式会社 白山房
令和2年4月1日	31,333,060円	1,937冊	
令和6年4月1日	40,277,600円	1,680冊	

2 経緯

昨年11月、他自治体から指導課に教師用指導書の購入に係る議決について照会がありました。その際、指導課で直近の契約を確認したところ、令和2年度の教師用指導書の購入契約において、契約金額が2,000万円以上であったにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。しかしその後、新年度に向けた契約事務を進める一方で、過去の事案に関する組織的な検討・対応が進んでいませんでした。

その後、本年5月31日、他自治体において、必要な議決を経ずに教師用指導書を購入していた事案が報道されました。報道を受け、購入に関する過去の契約を確認したところ、平成27年度の購入契約においても契約金額が2,000万円以上であったにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが新たに判明しました。また、教師用指導書の必要数変動的であることから、令和6年度の購入契約を単価契約方式に変更していましたが、1回あたりの支払総額が2,000万円以上であるため、議会の議決を経ることが適当であると判断しました。

3 契約の方式について

教師用指導書は、東京都の特約供給所（東京都三多摩教科書供給株式会社）が選定した取次供給所以外からは購入することができません。市内には取次供給所が存在せず、近隣の教科書取扱書店（株式会社白山房）1社が取次供給所として選定されていることから、同書店と特命随意契約により教師用指導書の購入契約を締結しました。

4 事態発生の原因

担当職員の認識不足により、予定価格が2,000万円以上の動産の購入について、議会の議決を要するという意識が欠如していたことに加え、教師用指導書の購入契約は、主管課による特命随意契約であったため、担当課以外の職員によるチェック機能が働かなかったことが原因であると捉えています。

また、事態発生を把握した際に情報を組織的に共有し、速やかに善後策を検討するべきでしたが、事態の重大さの認識が足りていませんでした。

加えて、単価契約方式において、1回あたりの支払総額が2,000万円以上となるような場合において、議会の議決の対象になるかどうか組織全体として深く検討していませんでした。

5 類例の確認について

予定価格2,000万円以上の動産の取得に関して、資料が現存する過去10年間（平成26年度～令和5年度）及び本年度の庁内の契約（需用費・備品購入費）を改めて確認したところ、必要な議決を欠くものは本件以外にありませんでした。

6 再発防止に向けた取組

- (1) 教育部指導課の担当者間で確実な事務引継ぎを実施するため、事務マニュアルの見直しを行います。
- (2) 契約事務担当者を対象とした事務説明会及び係長職を対象とした研修において、必要な手続及びその趣旨について説明し、注意喚起を図るとともに、法令及びルールを遵守し、手続の漏れがないよう徹底します。
- (3) 企画政策部と総務部で連携し、一定金額以上の契約案件について、議会の議決の必要性を予算編成時などにおいてチェックする体制を構築します。
- (4) 「小平市リスク管理ガイドライン」に基づき「事案発生報告書」を作成し、全庁的な業務管理に関するルールや、各課に配備している「リスクに関する調書」に反映させるなど、再発防止、事務の点検、改善を図ります。
- (5) 契約検査課においては、事案の解釈について組織的な情報共有を図るとともに、課内で研修を行うなど、解釈が困難な事案の対応方法の改善を図ります。

7 本事態の受け止め

議会の議決を経ず法令に反して契約を行い、速やかに事後の対応を行わなかったことはあってはならないことであり、組織的な検討・対応が速やかに行われなかったこと、法令解釈について深い検討が行われなかったこと、市行政に対する市民の信用を失墜させる結果を招いたことを大変重く受け止めています。